

答申個第22号
平成26年10月9日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐伯 彰洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年11月29日付け南福護第1065号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

保護経過記録票の個人情報訂正請求却下決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第27号）

1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報訂正請求却下決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成25年8月20日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第24条第1項の規定により、異議申立人の母の京都市生活保護法等施行細則第3条第1項第4号に規定する保護経過記録票（以下「本件公文書」という。）のうち、平成22年3月1日付け21ないし23行の記載にある「所見としては、異議申立人は自分のやりたい治療を行わさせるために極端な行動をとり、医療機関を振り回しているように思う。」の削除を求める訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件請求に対し、個人情報訂正請求却下処分決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成25年9月18日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

訂正を求めている内容について、請求された個人情報が「事実」に関する個人情報ではないため。

(3) 異議申立人は、平成25年11月18日付けに、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

個人情報訂正請求却下処分通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、異議申立人の母に係る保護経過記録票である。

京都市生活保護法等施行細則第3条第1項第4号に規定される保護経過記録票は、福祉事務所長が、被保護者につき、書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない公文書である。各福祉事務所では、以下の目的を持って運用、作成している。

ア 保護経過記録票の主たる目的

(ア) 保護の適格性の根拠を明確にするための具体的事実を記録する。

(イ) 被保護者の自立助長への支援の経過と方針を記録する。

イ 保護経過記録票の付随した目的

(ア) 現業活動を復命する。

(イ) 記載内容に基づいて査察指導員から査察指導を受ける。

(ウ) 内外の関係機関との連携を明確にする。

なお、異議申立人は、本件公文書の写しを異議申立人の母が行った平成22年8月10日付けの個人情報開示請求において入手しているものと思われる。

(2) 実施機関の判断について

ア 本件公文書について

(ア) 本件公文書は、上記(1)で述べた実施機関の業務遂行の目的に基づき、組織として適正に作成したものである。

(イ) 本件公文書の当該医師の発言内容について、保護経過記録票の3行ないし7行の記載内容は、結論をまず述べ、8行目以下に当該医師が結論に対する説明を加えているものであり、異議申立人が削除することを求めている21行ないし23行については、当該医師自身の所見を述べているものである。

イ 個人情報の訂正の請求について

条例第24条第1項は、「公文書に記録されている自己の個人情報の内容に事実についての誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

ここでいう「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項である。

したがって、評価、判断等の主観的事項に関する個人情報については、訂正請求をすることができない。

ウ 異議申立人が訂正を求めている箇所は、「所見としては…」で始まるとおり、当該医師の主観に基づき異議申立人に対する意見を述べているものであり、医師の評価や感想に該当し、条例第24条第1項に規定する「事実」に該当しないため、実施機関は本件処分を行ったものである。

5 異議申立人の主張

個人情報訂正請求書及び異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 削除を求める部分は、異議申立人の人格を損ねる不適切な発言内容であり、このような発言内容が公文書に記載されていること自体、異議申立人の権利利益を侵害するおそれがある。

- (2) 実施機関は、請求の却下の理由に「訂正請求された個人情報」「事実」に関する個人情報ではない。」としているが、ケース記録に対して、そもそも「「事実」に関する個人情報でない」異議申立人に係る個人情報を記載することは不当である。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 個人情報訂正請求について

ア 条例第24条に規定されている個人情報訂正請求は、実施機関が保有する個人情報に事実についての誤りがあった場合、そのことによって本人に不利益が及んだり、本人の権利利益を侵害したりするおそれを防止するために保障されているものである。

イ 同条第1項に規定する「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項をいう。

したがって、評価、判断等の主観的事項に関する個人情報については、訂正請求をすることはできない。

(2) 本件処分について

本件請求の対象となった個人情報は、本件公文書に記載された「所見としては、異議申立人は自分のやりたい治療を行わせるために極端な行動をとり、医療機関を振り回しているように思う。」という実施機関の職員が医師から聞き取った発言の記録である。

上記記載内容は、医師の異議申立人に対する感想、評価の記載であり、客観的に判断できる事実とはいえないため、個人情報訂正請求の対象とはならないものである。

- (3) なお、当審査会は、異議申立人が口頭意見陳述を希望したためその機会を3回設けたが、いずれも直前に異議申立人から口頭意見陳述期日変更の申立書が提出され、異議申立人は出席しなかった。当審査会は、本件異議申立てについては、異議申立人の口頭による意見の聴取を行わなくても結論に到達できるため、口頭意見陳述の必要性はないと判断した。

- (4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成25年11月29日 諮問（諮問個第27号）

12月24日 実施機関からの理由説明書の提出

平成26年 2月12日 実施機関の職員の理由説明（平成25年度第8回会議）

9月 8日 審議（平成26年度第4回会議）

10月 9日 審議（平成26年度第5回会議）

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第1部会（部会長 佐伯 彰洋）